

認知請求の手続き

家庭裁判所に訴えを

父が任意認知をしない場合に、子の側から強制的に認知させることができます。民法は、子、その直系卑属またはこれらの者の法定代理人は認知の訴えを提起することができるとしています（民法 787 条）。

民法は認知の訴えを起こすよう定めていますが、訴訟を起こす前に家庭裁判所に認知の調停を申し立てるのが原則です。この原則を調停前置主義といいます。夫婦、親子などの家庭内の紛争はできる限り当事者の話し合いにより解決を図ることが望ましいと考えられるので、訴訟による解決の前に調停手続を踏ませることにしたのです。

調停で、父が自分の子であることを認め任意認知をしてくれれば解決しますが、任意に認知の届出をしてくれなくても、調停で合意ができれば、家庭裁判所は調査したうえで認知の審判をすることができます。これを合意に相当する審判といいます。

調停で合意ができないときは、家庭裁判所に認知の訴えを提起して認知を求める必要があります。子が未成年のときに親権者である母親が法定代理人として訴えを提起するのが一般的です。

裁判所が認知請求を認めると、父の意思に関係なく強制的に父子関係を生じさせることができ、子は出生時にさかのぼって父の非嫡出子としての身分を取得することになります。

認知の訴えでは、証拠によって父と子の血のつながりの有無を判断しますので、専門家の鑑定や、子の父と母との性交渉の事実や生活状況を明らかにすることによって、父子関係の存在を立証する必要がありますが、最近は DNA 鑑定により科学的証明が容易にできるようになりました。

認知請求前に父が死亡してしまった場合、父の死亡の日から 3 年を経過すると認知の訴えを提起することはできません（同 787 条但書）。死後認知の訴えは検察官を被告として提起します。

父が母に対して金銭的支払をして子の認知の請求はしないとの約束をさせることができますが、判例は一貫して認知請求権を放棄する約束は無効と判断しています。弱い立場である非嫡出子が不利益を強いられることのないようにという子の保護の目的と、認知請求権はその子固有の身分上の権利であり母親がその権利を放棄することは許されないという 2 つの理由からです。

